

令和 2 年度

白鷹町社会福祉協議会
事業計画書

社会福祉法人白鷹町社会福祉協議会

令和2年度白鷹町社会福祉協議会事業計画書

I 基本方針

少子高齢化や人口減少、核家族化の進行、血縁、地縁、社縁といった共同体機能の脆弱化等の社会構造の変化により、住民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきております。そうした中で、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

このような状況のもと、社会福祉協議会では、これまで取り組んできた地域福祉事業を基盤とし、更に地域での支え合いを推進するため、その方策を検討していく必要があります。行政や専門的機関だけでその課題を解決していくことは難しく、住民一人ひとりが自己の能力を発揮し、それぞれの個性を認め活かし、地域住民がその地域に合った取り組みができるよう支援してまいります。そして、中長期的な展望として地域を支える「人づくり」、希薄化した地域の「つながりづくり」の具現化をめざします。地域や法人、福祉団体等との連携を図りながら「自立と協働 共に支え合うまちづくり」を推進するための事業に取り組んでまいります。

居宅介護支援事業は、より良いサービス利用につなげ役割を果たすとともに、ケアプラン作成件数の確保を図り、安定した運営に努めてまいります。訪問介護事業は、在宅福祉サービスの柱のひとつであり、継続してサービス提供ができる体制の構築に努めてまいります。利用者への円滑なサービス提供を図るため、訪問記録の整備と情報共有化を推進するとともに、サービスの需要量とサービスの供給量のバランスを図り、経営の安定化に取り組んでまいります。

保育事業につきましては、引き続き、さくらの保育園とひがしね保育園を運営し、縦割り保育を実施してまいります。また、子育て支援事業として、町からの指定管理を受け運営している子育て支援センター及び委託事業である放課後児童健全育成事業についても子どもたちの健全育成をめざし、円滑な運営に取り組んでまいります。

さらに、高齢者の元気づくりや健康づくりを支援する「ハ乙女げんき塾」の運営や「ふれあい いきいきサロン」への支援に引き続き取り組んでまいります。

Ⅱ 重点事業

1. 社会福祉法人の運営・管理

項 目	内 容
(1) 法人運営会議の開催	○理事会（定数 8～13 名） 年 2 回～4 回開催 業務執行に関する意思決定機関 ○評議員会（定数 9～14 名） 年 2 回～3 回開催 法人運営の議決機関 （決議事項：定款の変更、理事・監事の選任、解任、 予算・事業計画の承認、決算・事業報告の承認等） ○監事会（2 名） 理事の職務・計算書類に関する監査 ○三役会（4 名） 随時開催 理事会、評議員会への上程議案等について審議 ○園長会 月 1 回他
(2) 委員会の開催	○評議員選任・解任委員会 随時開催 ○苦情解決第三者委員会 年 1 回 ○善意銀行運営委員会 随時開催 ○老人福祉センター運営委員会 随時開催 ○上記以外の委員会等 適時
(3) 福祉推進員会議及び 社会福祉事業推進	会長が福祉推進員を委嘱し、福祉推進員会議を開催しながら地域における見守り支援のネットワークの形成を図る。また、民生委員との連携を図り、地域における福祉問題などを話し合うことを推進する。 ◇ 福祉推進員（区長 25 名・町内長 104 名） ◇ 民生委員・児童委員（各地区会長 6 名）
(4) 社会福祉団体等協議 会の開催 新規	町内の社会福祉法人等の連携を図るため、相互の活動を把握し合う場を創り、その中で地域に貢献できる活動や地域課題に対し、連携と協働が図れるように努める。
(5) 自主財源確保	地域福祉の推進を図ることを目的に、普通会员に会費の協力をお願いするとともに、法人の目的に賛同する関係者に賛助会費の協力をお願いしながら自主財源確保に努める。 ◇ 【普通会员】 町内全世帯 一世帯：年間 1,200 円 ◇ 【賛助会費】 個人、団体、法人、施設、他 一口：1,000 円
(6) 善意銀行の運営	住民の善意（寄付金、物品等）の寄付や奉仕活動の預託・払出しを行うとともに、社会福祉の増進を図る。 ◇ 預託・払出業務（随時適切に運営） ◇ 広報誌、ホームページを活用した周知

2. 生活支援に関わる事業

項 目	内 容
(1)生活相談所の開設	住民福祉の向上を図るため生活相談所を設置し、弁護士による法律相談を実施する。 ◇ 相談日 第1水曜日（祝祭日の場合は翌週） ◇ 場 所 老人福祉センター ※法律以外の困りごと相談は、随時社協窓口で対応する。
(2)生活困窮者自立支援事業の推進 （県委託事業） 小国町・飯豊町社協共同体	生活困窮者の経済的な困窮状態の脱却に限らず、本人の状態に合わせた自立支援プランを共に考え、社会参加に向け包括的、継続的な支援を実施する。 ◇ 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員（兼務）を配置 ◇ 支援調整会議の開催（随時） ◇ 支援会議 ― 関係機関との連携強化（年2回、他）
(3)生活福祉資金貸付事業 （県社協委託事業）	低所得世帯、高齢者及び障がい者世帯の自立更生を図るため、資金貸付を実施する。 ◇ 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費等） ◇ 福祉資金（福祉費、緊急小口資金） ◇ 教育支援資金（教育費、就学支度費） ◇ 不動産担保型生活資金 （低所得高齢者、要保護高齢者世帯向け）
(4)たすけあい資金貸付事業	低所得世帯に対し、緊急に必要な資金の貸付を実施する。 ◇ 貸付限度額 10万円 （但し、5万円を超えれば連帯保証人が必要）
(5)福祉サービス利用援助事業 （県社協委託事業）	高齢者や障がい者の日常における金銭管理や福祉サービスの利用等の支援を行う。 ◇ 基幹的社協の運営 ◇ 生活支援員2名の配置 本人の状態に合わせ、関係機関と連携し成年後見制度につなげていく。
(6)罹災世帯の援助	火災、その他災害等に遭われた世帯への支援 ◇ 全焼・全壊等 1万円 ◇ 半焼・半壊等 5千円

3. 住民が共にたすけあい、支えあう活動促進事業

項 目	内 容
(1)ふれあいサロン事業の推進	閉じこもりがちな高齢者に集いの場を提供し、高齢者の孤独感や不安感の解消、介護予防の促進を図る。 ◇ 町内31カ所開設（新規1カ所） ◇ ふれあいサロンの情報交換会
(2)民生委員・児童委員活動の支援	地域福祉の活性化と児童の健全育成を目指し、情報収集、提供、相談、援助等の活動に支援を行う。 ◇ 福祉カルテの作成 ◇災害時要援護者の調査 ◇ 児童遊園地の調査（共同募金事業） ◇ 児童通学路の調査 ◇ 地域での見守り、相談事業の推進

(3) 友愛訪問活動	老人クラブ会員による一人暮らしや高齢者世帯に訪問活動を行い、地域での見守り活動を支援する。
(4) 福祉バス運行事業	◇ 買い物支援 年3回程度 いきいきサロンボランティアの協力を得ながら実施する。 ◇ お出かけサロンの支援 ◇ 福祉団体等の活動支援 ◇ 除雪ボランティアの送迎
(5) 車いすの貸付事業	障がいのある方に対し、車いすの貸し出しを実施する。 ◇ 貸出期間 6カ月以内 ◇ 利用料金 無料
(6) 福祉用具の貸付事業	シルバーポーズ、ピーンボウリング、ワナゲ等の福祉用品の貸し出しを実施する。 ◇ 貸出期間 利用する機関 ◇ 利用料金 無料
(7) 戦没者追悼式の運営 (町委託事業)	戦没者を追悼し、平和を祈念する事業の実施をする。

4. ボランティアの活性化に関する事業と福祉教育の推進

項 目	内 容
(1) ボランティアセンターの運営	ボランティア活動に関する相談、登録、情報収集、研修の機会の提供、その他ボランティア活動活性化に向けた運営する。 ◇ 相談と登録 ◇ ボランティアコーディネート業務 ◇ 情報収集と提供 ◇ ボランティア保険の加入促進 ◇ 研修会の実施 ◇ 登録ボランティアグループ等に支援
(2) ボランティア活動推進事業	住民が自主的に取り組むことが出来るボランティア活動を推進する。 ◇ 古切手、書き損じ葉書の回収 ◇ 災害義援金への寄付（県共同募金会へ送金）
(3) 配食サービスの実施 (共同募金事業)	見守りが必要な単身高齢者等に、週1回ボランティアが弁当を配達し安否確認を実施する。 ◇ 利用者負担 200円 ◇ 対象世帯 支援が必要な世帯 ◇ ボランティア 4名
(4) 傾聴ボランティア 「ひまわり」の活動推進	単身者等の心の不安や想い、苦しみに心を傾け「聴いてもらえること」に喜びを感じてもらえる活動を支援する。 ◇ 利用者負担 無料 ◇ 活動場所 在宅、特別養護老人ホーム ◇ ボランティア 15名

(5) 中学・高校生ボランティア活動の推進	ボランティア活動に取り組む実践校を指定し、その活動を支援する。 助成金：5万円 対 象：白鷹中学校、荒砥高等学校
(6) 福祉教育研究指定校のボランティア活動の推進（共同募金事業）	福祉教育に取り組む実践校を指定し、その活動を支援する。 助成金：5万円 対 象：小学校4校

5. 災害対応力の向上

項 目	内 容
(1) 災害ボランティアセンター設置・運営	町の防災計画に基づき、大規模災害のみならず豪雪災害発生時にも備えたセンターの設置・運営に努める。 ◇ 設置・運営訓練の実施 ◇ 設置・運営に向けた研修会 ◇ 町総合防災訓練への参加 ◇ 除排雪用具等の整備

6. 介護保険制度・障がい者自立支援法による事業所運営

項 目	内 容
(1) 居宅介護支援事業	介護認定を受けた方に対し、適切なサービスが受けられるよう関係機関と連携を取り、ケアプランを作成する。 ◇ 営業日 月曜日～金曜日 （祝日及び年末年始休暇日を除く。） ◇ 営業時間 8時30分～17時15分
(2) 訪問介護事業	介護認定を受けた方に対し、ホームヘルパーを派遣し、生活援助、身体介護等のサービスを提供する。 ◇ 営業日 毎日 ◇ 提供時間 8時～22時
(3) 障害福祉サービス事業	障がいのある方に対し、ホームヘルパーを派遣し、生活援助、身体介護等のサービスを提供する。 ◇ 営業日等は訪問介護事業と同じ
(4) 移動支援事業（町委託事業）	障がいのある方の社会参加を促すため、外出支援並びに特別支援学校等への通学支援を実施する。

7. 介護予防等事業の実施

項 目	内 容
(1)通所型介護予防普及事業 (ハ乙女げんき塾) (町委託事業)	介護保険に該当しない方に対し、通所により、閉じこもりの防止、介護予防に効果があるとされるサービスを提供し、自立した生活の支援を実施する。 ◇ 定 員 120 名 ◇ 開催日 月曜日～金曜日 (祝日、お盆期間 13 日～17 日及び 年末年始休暇日を除く) ◇ 利用料 700 円 ◇ 移 動 送迎あり
(2)家族介護者交流事業 (町委託事業)	寝たきり等の家族を介護する方に対するリフレッシュ事業を実施する。 ◇ 日帰り交流会 ◇ 宿泊交流会

8. 子育て支援に関わる事業

項 目	内 容
(1)さくらの保育園経営	健やかで、心豊かな子供を育てる環境づくりに努めるとともに安心感と信頼感のある保育に努める。 ◇ 入所定員 150 名 ◇ 開園時間 7 時から 19 時まで
(2) ひがしね保育園経営	令和元年度から乳児保育(0 歳児、1 歳児)を開始したほか、引き続き総合保育に取り組む。 ◇ 入所定員 60 名 ◇ 開園時間 7 時から 19 時まで
(3)子育て支援センター の管理運営 (町指定管理事業)	指定管理者として子育てを地域で支え合う環境づくりを行い、保護者の子育て力の向上を支援する。 ◇ 事業内容 ①遊び広場の開催 ②育児相談、育児講座の開催 ③ファミリーサポートセンターの運営 ④ふれあい交流事業 ⑤子育て相談や情報交換の場の提供 ⑥地域に根ざした子育て支援活動の展開 ◇ 開館時間 9 時 30 分～15 時 30 分まで ※ 規則による休館日のうち、8 月 13 日から同月 16 日まで及び 12 月 29 日から同月 30 日までは開館日とする。
(4)放課後児童健全育成事業(鮎っ子クラブ、蚕桑っ子クラブ)の運営(町委託事業)	小学校に通う児童を対象に放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成に努めます。 ◇ 利用時間 ①平日：下校時～19 時 ②土曜、長期休暇、学校代休日： 7 時～19 時

(5)チャイルドシート等の貸付事業	出産等で一時帰郷した方や子育て中で緊急性が高い世帯に対し、チャイルドシート、ジュニアシートの貸し出しを実施する。 ◇ 貸出条件 ① 白鷹町民（一時帰郷者等を含む。） ② 使用者(運転者)が普通自動車免許を有する者 ③ 使用自動車に貸付用具が装着可能であること ◇ 利用料 無料 ◇ 申込場所 さくらの保育園、ひがしね保育園、子育て支援センター
-------------------	---

9. 調査研究・広報活動

項 目	内 容
(1)調査活動 新規	地域ニーズや社会福祉法人等がもつサービス内容を探るため各種調査を実施する。 ○サロンの実態調査 ○社会福祉法人等の地域貢献の活動調査 ○その他
(2)広報活動	社協活動の理解促進と地域福祉活動、社会福祉サービスの周知徹底を行い、地域福祉の意識高揚に努める。 ◇ 機関紙「ふれあい」の発行 年3回 全戸配布 ◇ ホームページによる広報の充実 ◇ フェイスブックによる情報の提供

10. 共同募金運動の展開

項 目	内 容
(1)委員会の開催	○ 運営委員会 (定数7～11名) 業務執行に関する議決機関 ○ 審査委員会 (定数5～7名) 助成の審査決定機関
(2)赤い羽根共同募金運動	福祉推進員の協力により募金運動を行う。 ◇ 実施時期 10月～12月 ◇ 募金額 1戸 600円 ◇ 広 報 10月 町報日に全戸配布 ◇ 使途方法 社会福祉事業、福祉団体の助成、在宅福祉サービス活動 等
(3)歳末たすけあい運動	福祉推進員の協力により募金運動を行う。 ◇ 実施時期 12月 ◇ 募金目標額 1戸 300円 ◇ 広 報 10月 町報日に全戸配布 ◇ 使途方法 支援を必要とする世帯、準要保護児童への支援、高齢者への友愛訪問活動、地域福祉活動 等

11. 福祉団体活動支援

項 目	内 容
(1) 民生委員児童委員協議会	地域住民の身近な相談者として、地域福祉活動を行う委員の活動を支援する。 ◆ 民生委員・児童委員 51 名 ◆ 主任児童委員 3 名 ◆ 地区民児協の開催 ◆ 研修会等の実施
(2) 老人クラブ連合会	老人クラブ活動が活性化するような企画・運営に関係機関と協力し支援する。 ◆ 単位老人クラブ 4クラブ ◆ グラウンドゴルフ大会、ワナゲ大会の開催 ◆ 研修会、研修旅行の実施
(3) 身体障害者福祉協会	身体障がい者（手帳所持者）への理解と、会員相互の親睦を図る活動を支援する。 ◆ 研修会・スポーツ大会の実施 ◆ 県福祉大会への参加 ◆ 県障がい者スポーツ大会への参加
(4) 手をつなぐ育成会	会員相互の連携、研修等を実施し、知的障がい者への理解への啓発活動や活動を支援する。 ◆ 自立訓練研修 ◆ 県知的しょうがい者福祉大会への参加
(5) 遺族会	戦没者遺族の相互扶助と福祉の増進を図るため、その活動を支援する。 ◆ 町戦没者追悼式への参列 ◆ 全国・県戦没者追悼式への参列 ◆ 県遺族大会への参加

12. 担い手育成事業

項 目	内 容
(1) 介護職員初任者研修の実施（町委託事業）	次世代の介護職員養成を実施する。 ◇ 研修期間 令和2年5月7日(木)～10月23日(金) ◇ 研修場所 健康福祉センター、白光園、マイスカイ中山 ◇ 研修内容 講義、演習、実習 計130時間 ◇ 受講資格 荒砥高校及び白鷹高等専修学校第3学年他、受講希望の町民及び町内勤務者

13. 関係機関との連携

項 目	内 容
(1)西置賜地方福祉連絡会議	西置賜地区社協と連携を図り、次の事業を行う。 ◇ 会長会議（11月5日～6日） ◇ 事務局長会議（4月16日、11月5日～6日） ◇ 担当者会議（4月16日、2月25日） ◇ 職員研究協議会（8月）
(2)置賜地方社会福祉協議会連絡会	置賜地区社協と連携を図り、次の事業を行う。 ◇ 担当者会議（担当：小国町7月） ◇ 役員研修（担当：川西町） ◇職員研修（担当：高畠町） ◇ 老人クラブ連合会連絡協議会（担当：高畠町）
(3)置賜ボランティアの輪連絡会議	置賜3市5町のボランティアによる共同事業に参加する。 ◇ 置賜ボランティアの輪連絡会議（担当：白鷹町） ◇ 置賜ボランティアの輪主催事業に参加（会場：白鷹町）